

議会だより

27号

平成22年1月発行

Report of City Assembly



子どもカもち運搬競技大会

目次

委員会メンバー紹介	2
議会報告 条例・人事・予算等	3
総務文教常任委員会 報告	4
民生常任委員会 報告	5
建設経済常任委員会 報告	6

一般質問	7～12
意見書	12
臨時会 決算報告	13
議員の賛否表	14～15
議会日誌・編集後記	16



橋本 守

副議長選挙が行われ 橋本 守 議員が選出されました



総務文教常任委員会



田中貞男



鈴江代志子



井上弘志



橋本 守



大藪雅史



副委員長
石橋英雄



委員長
木村ゆみ

民生常任委員会



好村昌明



楠田 敬



清船豊志



矢野昭男



副委員長
東本政行



委員長
大森忠明

建設経済常任委員会



田中孝博



飛谷美江



安西忠重



安倍正典



副委員長
元網正具



委員長
池田正美

議会運営委員会

委員長

楠田 敬

副委員長

鈴江代志子

安西忠重

橋本 守

大森 明

木村ゆみ

池田正美

監査委員

清船豊志

一部事務組合議会議員

大川広域行政組合

矢野昭男

橋本 守

清船豊志

元網正具

石橋英雄

東かがわ市外二町組合

飛谷美江

木村ゆみ

香川県東部清掃施設組合

矢野昭男

橋本 守

大森忠明

十二月定例会

平成二十一年第十回定例会は十二月八日に招集され、会期十四日間をもって十二月二十一日に閉会しました。

この間、提出された議案は、条例改正が一件、条例廃止一件、平成二十一年度補正予算に関するもの四件、その他四件、人事議案が三件、意見書の提出一件の合計十四件です。

九月議会において決算審査特別委員会に付託されていきました決算の認定十一件を含め、二十五議案を原案通り可決、承認しました。

可決された議案の内容

条例

東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について

本町小学校はくちよう分校は平成七年四月から、白鳥中学校はくちよう分校は平成十年四月からそれぞれ休校に至っており、平成二十一年度をもって両分校を廃止するため、条例改正を行うものです。

東かがわ市しりと人工スキー場条例を廃止する条例について

しりと人工スキー場は、年ごとに利用者が減少し、さらに、昨年度には、

リフトの支柱が傾斜し、撤去しました。人工スキー場を廃止することに伴い本条例を廃止するものです。本案については委員会で否決すべきとなりましたが、本会議では可決となりました。平成二十二年三月三十一日をもって施設の運営が終了することになります。

平成二十一年度補正予算

☆東かがわ市一般会計歳入歳出それぞれ、三億三、八五四万七千円を追加し、補正後の予算の総額を二〇六億八、九五七万一千円に

☆特別会計

△東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ十五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二億七、七四八万二千円に

△東かがわ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)

歳入歳出それぞれ九〇〇万円を追加し、歳入歳出予算の総額を四億四、三〇五万円に

△東かがわ市水道事業会計補正予算(第三号)

収益的収入、十七万八千円を追加し、補正後を六億三、三六八万六千円に
資本的収入、三〇〇万円を追加し、補

正後を五億一、七七三万三千円に
資本的支出、二、八〇三万九千円を追加し、補正後を七億四、七二八万三千円に

その他

財産の譲与について

今回譲与する土地は、昭和五十六年三月に旧大内町が、当時、権利能力を有していなかった大町二区自治会の代りに、当時の土地所有者から大町二区自治会館用地として寄付を受けたいわゆる「預かり財産」でしたが、平成二十一年六月に大町二区自治会が、不動産登記が可能な法人格としての認可地縁団体になったのを機会に大町二区自治会に無償で譲渡するものです。

讃州井筒屋敷の指定管理者の指定について

市指定管理者選定審議会に諮問し、審議の結果、「特定非営利活動法人 東かがわ市ニューリズム協会」を指定管理者として指定するものです。
指定の期間は、平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの五年間です。

引田飛翔体育館ほか十三施設の指定管理者の指定について

市指定管理者選定審議会に諮問し、審議の結果、財団法人東かがわ市スポ

ーツ財団を指定管理者として指定するものです。指定の期間は、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの二年間です。

とらまるパペットランドの指定管理者の指定について

東かがわ市とらまるパペットランドの各施設について、市指定管理者選定審議会に諮問し、審議の結果、「財団法人とらまる人形劇研究所」を指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの三年間です。

人事

東かがわ市監査委員の選任について

楠田敬氏の退任に伴い、新たに清船豊志氏を東かがわ市監査委員に選任することに同意しました。

人権擁護委員の推薦について

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております正木保憲氏と猪熊政幸氏の任期が平成二十二年三月三十一日をもって満了します。その後任として高田千浪氏と赤松一人氏を推薦することに同意しました。なお、任期は平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの三年間です。

総務文教常任委員会報告

十二月定例会において付託された議案についての審査結果と主な質疑・応答は次のとおりです。

議案第二号 東かがわ市しるとり人工スキー場条例を廃止する条例について…(否決)

問 スキー場の廃止は一年も一年半前から言われており、リフトも既に撤去しているが、スキー場跡地をどうするのか。

答 これまでゲレンデの上部で試験的に花を植えてみたが失敗した。花の種類を変えて次年度も試みたいと思っている。長期的には中央公園が体育施設の集まりであることから、スポーツに関する何らかの整備ができないものか、考えていかなければ

ばならないと思っている。討論では、「跡地の計画等が明確にされておらず、条例廃止を来年四月一日からとするのであれば、その間に精査して再度提案すべき」との反対討論があった。

議案第三号 平成二十一年度東かがわ市一般会計補正予算(第九号) …(可決)

問 国道十一号バイパス工事に伴い白鳥公民館の移転先として香川県農協白鳥支店のストアー跡地を購入する予算(一、五四〇万円)について

答 地域の方たちが利用しやすい施設にすべきであるが住民の意見は聞いたのか。

答 地元には大まかなとこ

ろで了解は載いている。現在、設計を発注したところであり、今後利用者の要望を設計の中に取り入れたい。

県立白鳥病院への緊急時進入路を整備する費用(二五〇万円)について

問 県立白鳥病院の建設に当たって県と市との間で他に約束はないか。

答 病院の建て替え事業に対する東かがわ市の支援策は次の四項目のみである。

- 一 建設負担金の予算として七、〇〇〇万円(二十一年度当初予算で計上)
- 二 建設工事中の臨時駐車場の整備(すでに三箇所)
- 三 緊急車両の進入路の整備
- 四 騒音・振動等工事期間中の周辺対策に市が窓口となること。

議案第九号 指定管理者の指定について(引田飛翔体育館ほか十三施設) …(可決)

指定管理候補者の選定の特例に基づき、非公募で選定した。年間の委託料は四、五二六万円。

議案第十号 指定管理者の指定について(とらまるパペットランド) …(可決)

指定管理者の募集にあたっては一般公募とし、説明会には三団体が参加したが申請が上がったのは現行の「とらまる人形劇研究所」のみであった。指定管理料は年間三、四〇〇万円。

問 予算等わかりにくい資料となっているが何故か。

答 市が直営で臨時職員を雇用してこれらの施設を運営した場合にかかる費用を委託料の積

算にしたため、応募者には指定管理にかかる費用と自主事業とを分けた資料を提出するよう求めた。人件費の積算では、全体を統括する立場の人には、市内の公民館長と同じ一ヶ月十八万六千円とし、委託する三施設にパート職員を配置するとして、福利厚生費を含め時給八五〇円×開館時間×日数で積算した。



香川県立白鳥病院 (左は新病棟、右は旧病棟)

民生常任委員会報告

十二月定例会において、当委員会に付託された一議案について審査を慎重に行

き、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査過程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

議案第三号 平成二十一年度東かがわ市一般会計補正予算（第九号）について：（可決）

問 自立支援給付費の関係する事業とは。

答 障がい者の方が自ら福祉サービスを選択して、必要な時に施設入所や在宅で様々な介護サービス等を受けられる給付事業や就労への支援事業、また、補装具の給付事業や人工透析・心臓障害のある方の手術など、障害者自立支援法に基づいた自立支

援のための給付事業である。

問 自立支援給付費で報酬費の額が五・一%増とあるが、これにより個人負担は幾らになったのか。

答 今年の四月から報酬改定で原則五・一%アップとなっているが、利用者負担は、年々下っており居宅介護の方で、年金等の収入が八十万円以下であれば約千五百円、八十万円以上であれば約三千万円の負担となっている。

問 子育て支援の私立保育所の運営委託料が、国の基準改定により増額となっているが、一人当りでは幾らになるのか。

答 この改定は各保育所の定員数と年齢により違いがあるので、一概に幾ら

であるとは言えない。

問 新型インフルエンザのワクチン接種のスケジュールについて、また、接種料金については市は、非課税世帯の方等は国の基準で行っているが、全国では、優先的に受けなければならぬ人等に対し支援をしている自治体もあるが。

答 ワクチン接種の予定表は、先般チラシで配布したが、接種の日程が二回変更となっています。今後、変更になる可能性があり、注意をお願いしたい。

また、ワクチン接種料金の無料の方は、市民税の非課税世帯の方等、五千三百四十九名である。

問 霊園整備費が六十万円補正されているが、町田霊園では墓石等が倒される事件があったが、霊園の管理はどうしているのか、被害にあった方への

対応は、また、中筋霊園は、山を切ったままの所があり土が崩れるため、土留め工事を個人がする場合は、市より補助金を出すのか、基準を作って出すのか。

答 町田霊園の管理については、今年三月一日と十一月一日に墓石等が倒され警察も調査したが不明

で、事件の内容の説明は警察が当事者にしている。

霊園の区画内で設置している部分は、個人の所有であり破損した場合には個人で、それ以外の区画外の通路等の部分についてはの補修等は市が行っている。

中筋霊園も通路等につい



中筋霊園

では市が、個人の墓石等の区画に影響のある法部分については、現状を見たと上で、市と影響を受ける方、双方の協議によるものと考えている。今後、これらの修繕費等のルールも検討したいと考える。

建設経済常任委員会報告

十二月定例会において、

当委員会へ付託された二議案について審査を慎重に行い、すべての議案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査過程での主な質疑の要点は以下のとおりです。

議案第三号 平成二十一年度東かがわ市一般会計補正予算（第九号）について（可決）

問 香川用水の今後の修繕はどうするのか。

答 香川用水には、国営と県営部分があり、県営部分は、市で修繕する。

問 ノリ養殖経営強化対策資金利子補給補助金は、今年度限りの事業か。

答 今年度限りという依頼で来年度以降は未定であ

る。

問 川東の農業集落排水事業の補助金は幾らであったのか。

答 国県合わせて八百四十九万九千二百三円の補助金である。

問 今回バイパス事業にかかる補償費は幾らになるのか。

答 二億円あまりで補助金の返還は代替施設を建設するので不要である。

議案第八号 指定管理者の指定について（讃州井筒屋敷）（可決）

問 直営収支試算表では、委託料は、六百五十五万円なのに、募集要領の中

では上限を五百八十二万五千元となっているのは

なぜか。

答 今までニューツーリズム協会が五百八十二万五千円の金額で運営しているのでそれを上限として運営してくれる団体はないものかとの募集である。

問 平成十七年度から職員を三年間派遣することを

議会も承認したが、平成二十年・二十一年度と延長している。いつまで派遣するのか。

答 市の姿勢として事務局長の後継者を早急に育成しニューツーリズム協会に、努めて早く派遣を解くことを求めている。

問 讃州井筒屋敷の母屋の地元入場者数がすくないように思うが地元へのPRを徹底してはどうか。

答 PRについては、ニューツーリズム協会がインターネット等で全国に発信するものと考えている。市も協力しているいろいろな提案していきたい。

問 ニューツーリズム協会イコール讃州井筒屋敷のイメージがあり、白鳥、大内の観光資源の開発はどうなっているのか。

答 井筒屋敷の中にニューツーリズム協会の事務局があり境がわからないという問題がある。事務局を井筒屋敷から離れた方が広角的に市内の観光資

源さがし、開発が可能になるものでないかと考えている。

問 指定管理委託料は母屋の入場者数が減った場合はどうなるのか。

答 指定管理料は、相当な理由（法律等の改正）がないかぎり五年間、この金額である。



工事が進む国道11号バイパス

庁舎建設について



田中 貞男

問 行政のスリム化をしていくには、三庁舎方式でなく統合をしようか。

利用の多い窓口業務は残しても、維持管理経費・職員の削減等につながってくると思われる。

答 大内庁舎東館は、建築後五十三年が経過し老朽化が目立っている。本庁舎南館も四十九年が経過し、耐震性がない建物である。引田庁舎は建築後二十六年が経過し補修が必要な時期になっている。近い将来避けては通れない課題ではあるが、現在、小・中学校の再編事業、又、幼保一元化事業と情報通信基盤整備事業など主要事業を優先する事が先と考えている。合併特例債の期限が迫って

いるのも承知し重要案件とは思っているが、財政上の制約もありご理解を頂きたい。



大内庁舎

いるのも承知し重要案件とは思っているが、財政上の制約もありご理解を頂きたい。

大内地区における「認定こども園」移行への進捗状況について



安西 忠重

問 急速な少子化の進行により就学前の児童数は減少を続けているが、更にこれから二十年后には現在の半数になると予測されている。また、幼稚園や保育所の各施設についても老朽化が進み耐用年数や耐震化の問題もあり、一時に多くの施設の建替えが必要となる。

市としては、諮問機関である幼保一元化等検討委員会や就学前教育・保育推進審議会の答申内容を尊重し、施設の老朽化の進んだ大内地区から「認定こども園」を建設するとあるが、その進捗状況について伺いたい。

答 大内地区における「認定こども園」の建設につ

いては、本年三月に基本構想が完成している。当初の予定は、三本松・誉水地区の「認定こども園」を平成二十三年度の開園を目指した計画であったが、大内地区の学校再編事業との関係から計画が遅れる見込みである。

問 三本松・誉水地区が遅れるのであれば、丹生地区は当面町田保育所を利用して一つの「認定こども園」とする計画と聞いているが、丹生地区から整備を始めてはどうか。

答 町田保育所は比較的新しい施設であるが、丹生幼稚園は相当老朽化の進んだ施設であり、耐震診断の結果、耐震性が無く耐震補強工事が必要な建物だと診断されている。これを機会に地域や保護者の皆様方のご理解がいただければ、丹生地区から整備することも検討したい。

町田保育所は比較的新しい施設であるが、丹生幼稚園は相当老朽化の進んだ施設であり、耐震診断の結果、耐震性が無く耐震補強工事が必要な建物だと診断されている。これを機会に地域や保護者の皆様方のご理解がいただければ、丹生地区から整備することも検討したい。



交流プラザ及び新白鳥公民館(コミュニティセンター)の施設管理運営について



木村 ゆみ

問

交流プラザは来年夏の竣工に向けて工事が進んでいる。現在中央公民館及び女性センターを利用しての市民の皆さんは、新しい施設での活動に期待するとともにこれまでと同じ曜日・時間・教室が確保できるのかとの不安も感じている。各講座やサークルでは二十二年度の計画を立てる時期になったが施設の管理運営方針がまだ示されず困っている。

一方、白鳥公民館は十一号バイパスにかかるため、規模を縮小してコミュニティセンターとしての移転が決まっている。市民交流プラザもコミュニティセンターも市民のための施設であり、当然、市民の声に即した管

理運営方針を立てるべきである。今後どのように進めるのか具体的な工程を伺う。

答

交流プラザは八月のオープンを目指している。基本的な考え方として、現在の中央公民館の利用料金や利用時間等を勘案して、多くの市民の皆様が利用しやすい施設運営を目指す。設置及び管理に関する条例は来年三月議会に上程する予定。

また、白鳥コミュニティセンターは、現在設計業務に取り掛かっている。地元の方々や関係する団体へは設計の概要がまとまった段階で、年明けにもご意見を伺う機会を持ちたいと考えている。

尚、二十二年度の公民館講座については、来年二月ごろから全市的に募集を開始するが、その中で現在行われている白鳥公民館の講座等との調整も図っていく。

保育所保健活動充実のための看護職配置の推進について



楠田 敬

問

厚生労働省は保育指針改定とともに、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、「地方公共団体版アクションプログラム」を策定することを奨励している。その内容のひとつに「子どもの健康及び安全の確保」があり、看護職等の専門職員の確保推進を含めた保育現場の保健活動の充実を目的としている。本市では幼保一元化と統合の計画が進められているが、保育所における質の向上のためのアクションプログラムはどの様に考えているのか。また、保育所保健活動充実のための看護職配置を推進する考えはないか。

答

平成二十年三月に『東かがわ市就学前教育・保育指針』と、年齢区分に沿った発達のねらいを定めた『東かがわっ子育てカリキュラム』を学識経験者や市内の保育所と幼稚園の職員が合同で策定しており、現在は保育指針や教育要領の改定に伴い必要な修正を行っている。指針の構成内容は、アクションプログラムに近い内容になっていると思っており、今後も議員指摘のアクションプログラムの趣旨により近い指針や教育・保育計画となるよう、内容を深めたいと考えている。

看護師配置については、指摘のとおり、看護職を配置することによる保健活動の充実や健康教育面における職員のレベルアップが図れることは大いに予測される。本市においても、幼保一元化による『認定こども園』開園の際には、施設規模も大きくなり、一施設の乳児数も増えることが予想されるため、看護職の配置にも努めたい。

予算編成と行政姿勢について



好村 昌明

問

一、解散選挙の結果、国民の手により政権交代がされ、民主党中心とする連立政権が誕生した。明治以来の歴史的政権交代とも言われている。この政権交代を感じていない人、受け入れられない人の中にメディア関係の人や行政に携わる人が多くいる。また政権交代で、今までやってきたことが通用しない場合も往々にしてある。市長はこれらに対し、好むと好まざるとに関らず対峙しなければならぬが、現状を認識し、どう行政に取り組まれるか。

二、国の予算規模が決定していないが、次年度の予算効果はどうか、暫定で組むのか一般当初予算になるのか。

答

三、国では税金の無駄を削り、透明化するため事業仕分けがされている。本市でも取り入れてはどうか。

四、中央集権から地方分権、そして今、地域住民が主体となる地域主権がいわれている。住民・行政の意識改革が必要だがどう考え取り組まれるか。

政権交代での現行体制が、当分続くものと考えられており、今後の対応とし、そのため、市民のために実現するよう国・県にもお願いしていきたい。

新年度の予算編成は、不確定要素も多くあるが、本予算として編成する予定である。

事業仕分けは、行政組織の事情も異なり成果を注視している。必要なものと考え、方法の検討が必要だと思ふ。

地域主権は、地域の実情に応じて行政運営ができ、自治の主体性、行政運営の効率化の観点からも歓迎すべきと考え、今後の状況を注視し検討したい。

河川改修について



飛谷 美江

問

逸田地区の古川上流で、改修工事が計画され、香川県により工事が実施される予定であったが、一部の用地が取得出来ず改修工事がストップしたままである。

この川の状態は、水路に木や草が生い茂り、水の流れを止めている。大雨が降れば川が氾濫し、農地をめぐり取っている。この地域は今基盤整備され、農道がつき、水路もついているが今年八月の台風の大雨で、川が氾濫し、近くの民家へ水が押し寄せた。土のうを積んで、何とか免れたが、今後このような集中豪雨が発生すれば、民家への被害は免れない。早急に河川改修を実施すべきではないか市長

答

の所信を伺う。

河川改修工事をはじめとする公共工事は、地元住民や地権者の協力がなければ実施は困難である。市の単独工事となると全体計画の中で緊急度を考慮のうえ、計画的に進めなければならぬ。当時のように有利な補助制度も廃止され、早急な実施は難しい。今年八月の台風九号直後に調査を実施したが、災害復旧事業の認定を受けるには至らなかった。今後は、引き続き経過観測のうえ、堆積土の浚渫等による対応を行い、安全対策に努めていく。



古川上流 (引田)

新白鳥ダム建設は本当に必要か



東本 政行

問

新白鳥ダム建設実施計画調査を開始してから十四年が経過するが、周辺住民にも市民にも、情報公開が極めて不十分で市民の理解、合意が得られていない。住民合意のないままの計画続行は大問題である。情報を全面的に公開し市民と地域住民の疑問や不安解消に努めるべきではないか。ダム建設の目的は、利水と治水対策として

いる。この間東かがわ市では、人口減少で生活用水需要は減少、減反のため農業用水需要も減少、工業用水も以前ほど必要なくなっている。治水対策としてもダムは効果が少ない。県水道も導入され、すでに水余り状態となっている。治水対策として大雨

洪水での災害防止のため大きいダムが必要と市は説明しているが、貯水容量が大きくなればなるほど、下流の住民に及ぼす危険度は増す。予定地の右岸には断層が走っている。大洪水のためには、さらに大きなダムが必要になるとするのは幻想である。

今、求められていることは、治山対策重視で山の保水能力を高め、自然環境を守ることである。河川の堤防の嵩上げや堤防強化こそ必要ではないか。新白鳥ダム建設費は二三〇億円、地元負担十二億円、水道料金の大幅値上げにもなる可能性が大。世界の流れは、ダムにたよらない治水対策である。先の総選挙の結果をふまえて、中止、見直しの判断が必要ではないか。

答

異常気象による渇水も起こっている。最近の台風による被害は甚大で、現在の五名ダムでは限界に達している。森林整備の施策も講じているが時間がかかるのが現実である。

市内のインフラ整備について



石橋 英雄

問

一、市内の河川にはメンテナンスが不十分な箇所が多い。

一、近年の降雨の傾向は極所で短時間に集中することが多い。
一、河川及び排水路で、かつては起こり得なかった箇所で河川の氾濫や排水路のオーバーフローが起きたり、その危険性が伴い、市民の安全が脅かされている。

一、一例として引田小学校正門前、小海川、古川、県立白鳥病院前等々、常に冠水しているが、何ら解決策を持っていないのか。
一、引田小学校跡地は早急に計画を進め、古川に橋を掛け一部は引田まち並みの駐車場とし、残りの大部分は古川の危

答

険が予想された場合の一時的な調整池として整備すべきと考えるが、どうか。
一、以上のことを踏まえ、県と協議を進めるだけでなく、市で長期、短期計画を策定し、能動的に県、国へ要望しているとはどうか。

一、近年の局地的豪雨や、台風接近による河川の氾濫等、市民の安全を脅かしているのも現実であり早急な対策が必要と考えている。
一、現在、湊川、番屋川、北川等で、計画的に改修工事を行っており、小海川では、局部的な改修で対応すべく要望している。

一、それらの箇所がオーバーフローしたり、越波したり、道路が冠水していることは認識しており、早急に改善可能なものと、長期的展望で解決すべきものを区別して実施していく。
一、引田小学校の跡地については地元の意見を聞きながら調整していく。

情報の開示について



大藪 雅史

問 本事業における通信業者の選定のための広告が十月九日に市のホームページに出されたがその評価項目を見る限り通信事業者の選定ではなく、プロバイダーの選定になっていく。本事業は光ファイバーによる高速情報通信の恩恵を全市民に提供するためのもので、緊急告知端末やテレビの地デジの再放送はその付随的なサービスであると考えるし何のためのプロバイダー一社に固定したのか。この三事業者による企画提案説明会に傍聴を希望したら非公開であった。市長による業者決定の報告後まで資料の閲覧すらできなかった。五十億円もの市

の事業の進捗状況や内容を議員は知ることができないのか。またその選定方法に問題はないのか。

答

入札審議会やプレゼンテーションにおける情報の開示であるが、議事内容を他に漏らしてはならないと定められており、傍聴を許可することにより情報が漏れる。今回の情報基盤整備事業については各社社外秘の所もあり関係者のみとした。事業進捗に当っては適時説明をし法令に基づいて伝えていく。

問

こういったプレゼンテーションや選定委員会、また、先の引田小学校建設における低入札審査会のようなものは副市長と職員だけの委員ではその公正さが判らない。議会からも委員を入れることはできないのか。

答

執行権の侵害に当たる。考えられない。

学校統廃合での小中連携についても議論が不足でないか



鈴江代志子

問 市では引田小中学校の再編事業が連携の形で進んでいる。

大内地区の学校再編事業の場合も場所が「大川中学校を中心とした所」と設定されただけで小中連携の形でどんどん設計が進んでいる。世界の流れは中高一貫であり、小中一貫ではない。日本では、受験競争で青年期を精神的にも肉体的にも追い込んでいるのが現状であり、『十五の春を泣かせない』という学校の制度を作りかえることが日本の課題である。

大内地区では今まで三小学校を統廃合する問題であったものが、大川中学校との合同施設作りで、小中一貫の流れができよ

うとしている。

小・中学生は発達段階が全く違う六歳から十五歳までの子どもたちである。小学校から中学校へ入学した際あらわれる不安からの悩みや不登校という現象である「中一ギャップ」という問題解決だけで小中一貫を合理化するのは安易すぎる。その根底には、管理者を削減して人件費をうかそうという行政、県の考えがある。小中連携の是非の議論は統廃合問題とは別にすべきである。住民合意もなく教育委員会主導で進めていくのか。

答

小中連携教育のねらいはあるが、義務教育九力年を見通した教育活動の充実や滑らかな移行と児童生徒の交流によるよりよい人間関係の形成ができることである。現在協議会で基本計画を検討しており、自治会へは再編事業説明会を行っている。

行政改革における行政評価・事業仕分けについて



井上 弘志

問

行政改革実施において、平成十七年から二十一年度まで五年間、集中改革プランが策定された。毎年度、行動計画として実施されて来たが、その成果・効果はあったのか。

答

成果・効果はあったと思うが、来年三月定例会で、今後の行政改革の取り組みとあわせて報告する。

問

行政評価を実施しているが、何を対象とし、結果をどう活用したのか。

答

全ての事務事業を評価しようと試みたが無理があり、類型化して実施した。行政評価指標を参考に、効率的な行政改革に取り組んできた。

問

評価方法については、事務事業管理システムが

利用されているが、活用されていない。何の為に導入したのか。

答

評価指標だけで成果を計ろうとしても限界があり、行政運営の本質を見失う恐れがある。

問

行政内部だけの評価では、自己満足の域を出ない。行政改革大綱の表題には、職員の意識改革で改革をすると言っている。職員の意識の中で行政運営、施策実行の過程でどのようなことが行われているのか、議会でのような議論がなされているのか解っていないようである。尚且つ執行部の手法は場当たりの結論ありきの行政運営である。住民の満足度が最重要であり、情報が公開され、改革・改善されるべきである。

そこで、公開により透明性を高めて議論が行われ、結論がでる事業仕分けをすべきと思う。まさに、一石二鳥の方法である。直ぐに事業仕分けをする意思があるのか。

答

国の事業仕分けの成果を注視しながら検討する。

「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書

我が国の少子・高齢化の急速な進展、近年の社会・経済構造の変化は、失業者の増加をはじめ「ニート」、「ワーキングプア」、「偽装請負」等の新たな問題が発生し、労働環境の悪化は深刻さを増している状況にある。

よって、政府並びに国会においては、新たな労働のあり方や就労の創出、地域の再生に資するものであり、少子・高齢社会に対応する有効な制度であることを配慮し、「協同労働の協同組合法」(仮称)を速やかに制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月21日

東かがわ市議会

議長 矢野 昭男

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

しかしながら、こうした協同労働による協同組合には、根拠となる法律が整備されていないことから、社会的に十分認知されておらず、法人格が必要な自治体の入札への参加や雇用保険等の面で制約がある等の課題が指摘されている。

平成二十一年
第八回臨時会
(十月三十日開会)

平成二十一年度一般会計
補正予算(第七号)

災害復旧費と農林水産
業費と併せて二億三、九
三四万八千円の追加補正
が上程され、いずれも原
案のとおり可決されまし
た。

平成二十一年
第九回臨時会
(十一月二十六日開会)

議案は、人事院勧告及
び香川県人事委員会の勧
告の趣旨に基づき、議員、
市長、副市長及び一般職
員の給与等の引き下げと
勤務時間に関係する条例
の一部改正・並びに関係
する予算を補正するもの
と市長の専決処分の報告
がありました。

○報告第一号 市長の専

決処分報告について
(損害賠償額の決定につ
いて)

一、引田のT字路交差点

において、本市清掃業
務委託業者が運転する

庁用車が右折しようと
したところ、左折しよ

うとした相手側車両と
接触した物損事故で九

万四百円を賠償。
二、消防団大内方面隊第

四分団屯所前において、
団員が消防自動車の後

方に移動させる際、停
車中の車両に接触した

物損事故十二万一千円
を賠償。

○議案第一号 東かがわ
市議会議員の議員報酬及

び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例

六月と十二月の期末手
当については、○・二五

月分を引き下げるもの
です。

○議案第二号 東かがわ

市長及び副市長の給与及
び旅費に関する条例の一
部を改正する条例

議会議員と同様。

○議案第三号 東かがわ
市一般職の職員の給与に

関する条例等の一部を改
正する条例

一般職員については、
国家公務員や他の地方公

共団体の職員とのバラン
スを考慮し六月と十二月

の期末手当と勤勉手当を
○・三五月分を引き下げ

るものです。また、持ち
家にかかる住居手当三、

五〇〇円を廃止し、職員
の勤務時間を週四十時間

から三十八時間四十五分
に改正しました。

○議案第四号 平成二十
一年度一般会計補正予

算(第八号)

歳入歳出それぞれ六、
六四四万八千円が減額さ

れました。

平成二十年度決算審査特別委員会報告

九月定例会で当委員会
に付託されていた平成二
十年度一般会計・各特別
会計歳入歳出決算及び水
道事業会計決算の認定に
ついては、慎重に審査し
た結果、いずれも認定す
る事に決定した。

審査過程において、次
のような質疑・応答があ
った。

自治会の助成金につい
て、「総会も開いていない
自治会もあるようだが、
自治会活動の事業計画や
決算報告等十分に吟味し
て助成すべきではない
か。」との質疑に対し、「内
容を確認し適正な助成を
行いたい。」との答弁が
あった。また、「港湾使用
料未収についてどう対応
しているのか。」との質
疑では、「港湾使用料未収
については、苦勞してい
るが条例に基づき未納者
に督促・面談を行い徴収
していきたい。」との答

弁があった。この他多く
の指摘及び改善点が出さ
れた。これらの点を含め、
今後行政執行の上で十分
留意し改善を図るよう求
めるとともに、新年度予
算編成においても反映す
るように求めた。

(認定された平成二十年
度会計決算)

・一般会計

・国民健康保険事業特別
会計

・介護保険事業特別会計
・介護サービス事業特別
会計

・後期高齢者医療事業特
別会計

・老人保健事業特別会計
・下水道事業特別会計

・農業集落排水事業特別
会計

・商品券事業特別会計
・白鳥温泉事業特別会計

・水道事業会計
尚、一般会計と後期高
齢者医療事業特別会計に

おいて反対討論があった。

賛 否 表

平成 21 年

第 10 回 定 例 会

会議名

12 月 8 日 採 決

12 月 21 日 採 決

12 月 8 日 採 決										12 月 21 日 採 決						議案名	議員名	
認定第10号	認定第11号	議案第1号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第11号	諮問第1号	諮問第2号	議案第2号	議案第3号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	発議第1号			
算の認定について	平成20年度東かがわ市白鳥温泉事業特別会計歳入歳出決	平成20年度東かがわ市水道事業会計決算の認定について	東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について	平成21年度東かがわ市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	平成21年度東かがわ市農集排水事業特別会計補正予算(第2号)について	平成21年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第3号)について	東かがわ市監査委員の選任について	財産の譲与について	東かがわ市監査委員の選任について	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	東かがわ市しりと人工スキー場条例を廃止する条例について	平成21年度東かがわ市一般会計補正予算(第9号)について	指定管理者の指定について(讃州井筒屋敷)	指定管理者の指定について(引田飛翔体育館ほか13施設)	指定管理者の指定について(とらまるパベットランド)	「協同労働の協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書について	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	大藪 雅史
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	東本 政行
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安倍 正典
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安西 忠重
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	橋本 守
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大森 忠明
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	飛谷 美江
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	井上 弘志
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鈴江代志子
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	木村 ゆみ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清船 豊志
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	池田 正美
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中 貞男
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	元網 正具
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	楠田 敬
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	田中 孝博
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	石橋 英雄
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	好村 昌明

※ 第10回定例会 議案第11号 東かがわ市監査委員の選任について=清船豊志氏
 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて=高田千浪氏
 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて=赤松一人氏

議 員 の

会議名	平成 2 1 年															
	第8回臨時会	第 9 回臨時会					第 10 回 定 例 会									
	10月30日採決	11 月 26 日 採 決					12 月 8 日 採 決									
議案名	議案第1号	議案第1号	議案第2号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	認定第1号	認定第2号	認定第3号	認定第4号	認定第5号	認定第6号	認定第7号	認定第8号	認定第9号	
議員名	平成21年度東かがわ市一般会計補正予算(第7号)について	東かがわ市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	平成21年度東かがわ市一般会計補正予算(第8号)について	平成21年度東かがわ市水道事業会計補正予算(第2号)について	平成20年度東かがわ市一般会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	平成20年度東かがわ市商品券事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東本 政行	○	○	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	○	○	○	○
安倍 正典	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安西 忠重	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 守	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飛谷 美江	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井上 弘志	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○	●	○	○	○	●	○
鈴江代志子	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	●	●	○	○	○	○
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清船 豊志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
元網 正具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 孝博	○	○	○	●	●	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○
石橋 英雄	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
好村 昌明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ○は賛成 ●は反対 —は欠席または除斥^{じよせき}です。
 ※ 議長は、可否同数の場合のみ表決権があります。

除斥とは……議題にあがっている案件に利害関係がある議員を審議から除くため、議場から退席させることです。

議 会 日 誌

10月

30日 23日
全員協議会
臨時会

議会運営委員会
全員協議会

11月

26日 20日
臨時会
全員協議会

12月

1日 3日 8日
全員協議会
議会運営委員会
本会議

9日 10日
総務文教常任委員会
建設経済常任委員会

17日
民生常任委員会
本会議（一般質問）

18日 21日 22日
本会議
議会運営委員会
本会議（一般質問）

24日
総務文教常任委員会
議会広報編集特別委員会

1月

7日 12日 13日 14日
議会広報編集特別委員会
議会広報編集特別委員会
総務文教常任委員会

15日
議会広報編集特別委員会
建設経済常任委員会

19日 22日
全員協議会
民生常任委員会

臨時会

議会広報編集特別委員会

委員長 鈴木代志子

副委員長 木村ゆみ

安西忠重

橋本守

大森忠明

楠田敬

元網正具



新しい編集委員

編集後記

新たな気持ちで新しい年を迎え、議会広報編集特別委員会も新メンバーとなり議会だよりを作成しました。一般質問については紙面の都合上、一人一問の掲載となっております。

十二月末での一般会計予算は二〇〇億円を超え、東かがわ市として今までになり総額となりました。これは学校再編事業（引田小中学校建設）、交流プラザ、情報通信基盤整備事業（光ファイバー）等大型公共事業が進んでいるからです。

国政では政治を何とかしてほしいとの国民の強い願いから、政権交代が行われました。新政権の仕分け作業も終わり、平成二十二年度予算案は過去最高の九二兆円を超えるといわれています。金額の多さに感覚がマヒしてしまそうです。

一方で、いっそう深刻化する雇用の実態があります。政府の緊急雇用対策もいろいろありますが、制度の改善と要件の緩和等が必要です。

議会広報編集特別委員会は、市民の皆様には、議会をよりわかりやすく、信頼していただけるよう頑張っておりますので、よろしくお願いたします。

市民の皆さん

議事を傍聴してみませんか。